



2026年度 活動助成金（アジア・太平洋地域事業）申請ガイド

申請受付期間：10/15(水)～11/15(土) 日本時間17時まで

1. 趣旨

ウェスレー財団は、設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、助成金事業を行っています。「活動助成金（アジア・太平洋地域事業）」では、日本国内に事務所を置く非営利団体がアジア・太平洋地域で行う継続的な事業で、支援対象地域の人々の主体的参加と協働を促進し、社会的自立・経済的自立を目的とした事業に対し、助成金を交付いたします。これにより、貧困・差別・難民などの社会課題解決と、国際相互理解の促進に寄与し、そのために貢献しようとするリーダーシップを奨励・育成してまいります。

2. 申請対象となる事業の条件

- 下記のいずれかの分野に該当する事業であること
 - ① 貧困対策
 - ② 教育振興・人材育成
 - ③ 保健衛生の改善
 - ④ 社会的弱者の福祉向上
 - ⑤ 災害後の地域生活環境の改善
- アジア・太平洋地域で実施されている事業であること
- 支援対象地域の人々の主体的参加と協働を促進し、社会的自立・経済的自立を目的とした事業であること
- 現地の状況・ニーズ調査が十分実施されていること
- 申請時点ですでに **2年以上**実施中の事業をさらに充実・発展させる取り組みであること
- 事業実施地区に有力なカウンターパートを有するか、団体スタッフの派遣・駐在をしていること
- 想定しうる範囲で災害や政治的影響などのリスク対策が十分にできていること

3. 申請対象となる団体の条件

- 法人格を持つ非営利団体で、日本国内に事務所を置き、責任の所在が明確な団体であること
- 団体としての活動実績が **5年以上**あること
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動を行う団体でないこと

- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結び付く活動を行う団体でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

<連続での申請について>

- 過去に本助成金を受けた団体が再度申請することも可能です。連続での申請は 3 年まで可能ですが（国内事業、アジア・太平洋地域事業どちらも入れてカウントします）、過去の助成回数が多い団体は選考において優先度が低くなる場合があることを予めご了承ください。
- 3 年連続で採択された場合、その後 1 年間は本助成金に申請することができません。（採択後、何らかの理由で助成金を辞退した場合もカウントに含まれます）

<申請件数及び併願について>

- 申請できるのは 1 団体につき 1 つの事業までです。
- 同一の団体が「国内事業」と「アジア・太平洋地域事業」の両方に、それぞれ 1 件ずつ申請することは可能ですが、採択される場合は原則としていずれか一方のみです。両方の申請事業が同時に採択されることはありませんので、あらかじめご了承ください。
- 助成金の交付は、当財団の他の助成金も含めて 1 年につき 1 回限りとします。

4. 助成期間

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日まで

5. 助成金額・対象となる経費

- ① 申請金額は 1 件の事業につき 100 万円を上限とし、事業全体にかかる経費の 80%までとします。助成金は申請事業に直接関わる経費が対象となります。
- ② 本助成金を他の組織からの助成金等と併用することも可能です。
- ③ 助成金額は、選考時に申請に基づき査定し暫定的に決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。助成対象費目の中で部分的な費目にのみ交付が決定されることや、全ての費目が承認された場合でも減額での交付となる場合もありますので予めご了承ください。

④ 助成の対象となる経費の費目は、下表の通りです。

助成費目	内容
旅費交通費	事業を実施するために必要な現地での旅費交通費
物品購入費	事業に直接必要な物品等の購入費
現地人件費および諸謝金	現地スタッフ、専門家、作業員等の雇用費（申請団体職員の人件費は不可）、通訳などの外部専門家（協力者）への謝金
現地事務所の管理費 * 申請額合計の 30%まで	現地の事務所賃貸料、水道光熱費、通信費、備品購入費等
教材作成費、印刷製本費	教材、ポスター、パンフレット、プログラム、資料などのコピー費や印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
会議費	会場借用料、会場設営費
施設建設費 * 申請額合計の 50%まで	事業の実施に必要な施設の建設費
雑費	少額で上記経費項目に含めることができない諸経費

⑤ 助成対象外の経費は以下の通りです。

- ・ 事前調査および研究のための費用
- ・ 寄贈を目的とする建物の建設費用
- ・ 親睦会・懇親会の開催費用
- ・ 日本国内の事務所運営費
- ・ 申請団体職員の人件費、通勤費
- ・ その他、本助成金の助成対象に該当しないとされる費用

6. 申請方法

申請受付期間

2025 年 10 月 15 日(水)～11 月 15 日(土) 日本時間 17 時まで

提出書類

1	申請書、収支予算書 (所定の書式を使用)	当財団ウェブサイト (https://wesley.or.jp/) の募集ページから Excel のフォーマットをダウンロードし、内容を記入後、 押印した書類の PDF (全 7 ページ) と Excel の元データの両方 を提出
2	事業の実施体制図 (書式不問)	統括責任者、チーム編成及びメンバー、事業に関わるメンバーの役割分担が可視化されたもの
3	団体に関する資料 (書式不問)	例) 団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告、収支予算書、事業計画、活動計算書等
4	事業に関する資料 (書式不問)	事業全体の計画書および予算書、見積書等

提出先

提出書類一式を下記メールアドレスに送付してください。データ容量が重い場合はクラウドファイル共有サービスやファイル転送サービス等の方法で共有してください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

- 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

7. 選考について

選考と結果の通知

- ① 2026 年度は 5 団体程度を採択予定です。
- ② 選考は、当財団の「活動助成金（アジア・太平洋地域事業）選考委員会」にて行います。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や申請者へのヒアリングを実施する場合があります。選考結果は、申請団体の連絡責任者にメールで個別に連絡します。
- ③ 申請を受け付けた事業は、当財団内で総合的に審査したうえで助成可否を決定します。したがっ

て、全ての条件を満たしていても選考状況によっては不交付となる場合もあります。

- ④ 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

審査基準

- 申請団体が「2. 申請対象となる事業の条件」および「3. 申請対象となる団体の条件」(p.1~2 参照)の全てを満たしているか
- 事業の目的が受益者のニーズに沿うものであり、実施方法が適切であるか
- 事業が社会課題解決に向けてインパクトを与えられると見込まれるか
- 事業実施のために必要な経験・能力を持っているか
- 事業計画や実施体制に無理がなく、予算が適正な内容・積算であるか
- 自主財源を確保するために努めているか
- 事業の継続性や発展性、波及効果が期待できるか

8. スケジュール

申請	2025 年 10 月 15 日(水)~11 月 15 日(土) 日本時間 17 時まで
交付決定	2025 年 12 月末までに採否をメールで連絡
手続書類提出	2026 年 1 月末までに下記の書類をメール添付で提出 ① 誓約書 ②銀行振込依頼書
実施	2026 年 4 月 1 日~2027 年 3 月 31 日の間で実施
報告	2027 年 4 月 5 日(月) までに所定の報告書を提出
送金	報告内容を当財団が承認後、団体の銀行口座に助成金を送金

9. 報告書の提出について

助成を受けた団体は、事業実施後、以下の書類を提出してください。

報告内容が不十分な場合は、再提出を求める場合や、助成金を減額する場合があります。

【提出書類】

① 報告書・収支決算書

＊所定のフォーマットは、交付決定通知メールに添付して送付します。

② 事業の支出に関する全ての証憑書類（コピー可）

③ 活動写真（データで送付）

④ 成果物（該当するもの）

- 開催要項
- 案内チラシ、プログラムなど

【広報物・宣伝物への記載について】

事業実施にあたって作成される以下のような広報・配布物には、必ずウェスレー財団のロゴマークを掲載し、「当財団の助成事業であること」を明記してください。ロゴマークは、交付決定通知メールに添付データとして送付します。

- チラシ、ポスター、ウェブサイトなどの広報宣伝物
- プログラム、資料、活動報告書などの配布物

【提出期限】

2027年4月5日(月)まで

【提出先】

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

10. 助成金の交付について

- ① 助成金交付額は申請金額と同額にならない（＝減額での交付となる）場合があります。
- ② 助成金は、原則として事業完了後に報告書に基づき交付するため、後払いとなります。ただし、特別な事情がある場合には、相談の上交付時期を決定します。
- ③ 助成金は交付団体の日本の銀行口座に送金します。
- ④ 助成を決定した事業でも、以下の場合には決定を取消すことがあります。
 - ・ 当財団の承認を得ない事業への変更及び中止

- ・申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・助成金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・その他、当財団が不適当と認めたとき
- ⑤ 当財団が必要と認める場合には、事業内容・会計について調査をさせていただきます。
- ⑥ 最終的な助成金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不適当と認められる支出に関しては、暫定的な助成決定額から減額することがあります。

11.その他

- ① 事業内容や予算（費目の追加等）を変更しようとするときには、あらかじめ当財団の承認を受ける必要があります。事業内容や予算に大幅な変更が伴う場合は、変更内容を承認できない可能性もあります。
- ② 助成金交付団体には、必要に応じて当財団の事業への協力を求めることがあります。
- ③ 申請書類から得た個人情報 は厳重に取り扱い、本助成金の選考のためにのみ使用し、第三者に提供することはありません。ただし、助成が決定した場合は、団体名、実施事業名や事業内容を当財団のウェブサイト等で公開いたします。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

以上